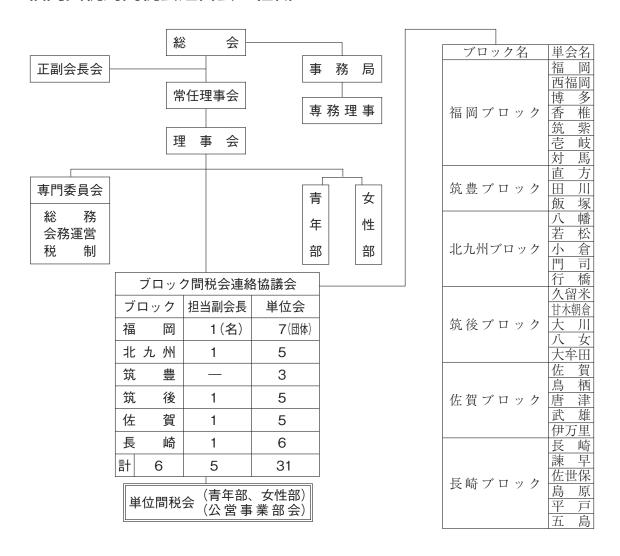
平成24年1月1日 No. 33

福局間連 間税会

# 福岡国税局間税会連合会の現状等

- 福岡国税局間税会連合会の組織
- 2 間税会のシンボルマーク
- 3 間税会のキャッチフレーズ
- 4 間税会はどんな団体ですか
- 5 福岡国税局間税会連合会の委員会組織 6 ブロック間税会連絡協議会
- 7 間税会の設立・青年部女性部の結成・公営事業部会の結成
- 8 青年部・女性部の運用等 9 公営事業部会・特別会計の事業

#### 福岡国税局間税会連合会の組織(上部団体・全国間税会総連合会) 1



### 2 間税会のシンボルマーク



間税会のシンボルマークは、間税会の**間**を中核に、**桜の花**と、その背後に**菊 の花弁** 12 枚が図案化されています。

桜の花は、かつて間税職員が着用していた制服のボタン(金ボタン)にあしらわれていたことから間接税行政を表し、日本国を表す菊の花弁 12 枚を配することにより、12 の国税局単位の連合会が集合して、間接税行政を支えるという意味を込めたものです。

### 3 間税会のキャッチフレーズ

平成7年制定 消費税正しく育てる間税会 平成18年改訂 消費税活かすみんなの間税会

### 4 間税会はどんな団体ですか

○ **間税会は、**同じような税に関する民間団体である法人会・青申会・酒販組合のような縦割型の組織ではなく、事業形態や業種業態を問わず横断的にとらえた団体であるので、間口が広くそれ故にやりにくいというか、まとまりにくい面があります。

しかし、昨今の直間比率の見直し是正等、間接税にシフトする今後の税制のゆくえを考えた場合、間税会は、消費税を中心とした間接諸税に関する団体であるが故に、質・量ともに発展していかざるを得ない団体であるといっても過言ではありません。

#### ○ 間税会は、他の税務関係民間団体と協調のもとに行動します。

- イ 間税会は、個人・法人の事業者の別なく、間接税制度のゆくえに関心をもつ者のまと まりのよい団体を目指しています。
- ロ 税に関する民間団体は、青色申告会、法人会、間税会、納税貯蓄組合及び酒販組合等 がありますが、その会員構成を見てみますと、次のとおりです。
  - (1) 青色申告会……個人納税者のうち青色申告者
  - (2) 法人会………法人納税者
  - (3) 間税会……消費税を中心とする個人及び法人納税者
  - (4) 納税貯蓄組合……個人及び法人納税者
  - (5) 酒販組合……個人及び法人の酒類販売業者

### 5 福岡国税局間税会連合会の委員会組織

福岡国税局間税会連合会の会務を適切、かつ、効率的に執行するため、次の3委員会を置いている。

#### (1) 総務委員会

(任 務) 予算、決算を含む事業計画全般についての策定、実行に当たるとと もに、各委員会の総合調整を図る。

(検討事項等) 1. 決算・予算および事業報告・事業計画の検討・策定

- 2. 総会・理事会・選考委員会等の会議の開催計画・議題の検討
- 3. 次期役員・委員会委員候補の選考 など

#### (2) 会務運営委員会

(任 務) 次の諸施策の策定、実行に当たる。

イ 組織の充実強化

ロ 情報の発行および標語の募集、選考

ハ 会員の育成に関する研修 など

(検討事項等) 「組織関係 | 1. 組織の拡大・強化策の検討

2. 単位会・モデル会の支援策の検討

3. 青年部・女性部の支援策の検討 など

「広報関係」1. 税の標語の募集・選考

2. 局連会報・間税会ニュースの発行計画の策定・編集

「事業関係」1. 研修会・講演会等の事業計画の策定

2. 税を知る週間の協賛行事の検討

3. 確定申告期の協力事業の検討 など

#### (3) 税制委員会

(任 務) 税制および執行ならびに税のゆくえに関する建設的な意見を整理し、 税務当局への提言資料の作成に当たる。

(検討事項等) 1. アンケート調査の取りまとめ

2. 税制・執行・税のゆくえに関する意見・要望の取りまとめ

3. その他・税に関する資料の作成等

## 6 ブロック間税会連絡協議会

- (1) ブロック間税会連絡協議会(以下「ブロック協議会」といい、その編成は1頁を参照) は各間税会の抱えている問題点、あい路、改善すべき事項等を検討して、他の関係民間団 体との連絡協調のあり方や組織の拡大と事業活動の推進策等を協議し、間税会活動の充実 強化を図ることをねらいとして、平成5年10月~11月に設置したところである。
- (2) **ブロック協議会の開催**は、毎年9月~10月とし、会場はブロック協議会構成の間税会 持ち回りとしている。
- (3) ブロック協議会の検討・協議項目は、およそ次のとおりである。

1	<ul><li>(1) 次期ブロック協議会の開催地について</li><li>(2) 指定モデル会の指定について</li><li>(3) 総会の開催及び役員の改選について</li></ul>
2	<ul><li>(1) 会議(理事会・委員会等)のあり方について</li><li>(2) 年間計画について</li><li>(3) 役員の構成及び役員の登用等について ほか</li></ul>
3	<ul> <li>(1) 今後の会務運営のあり方について</li> <li>(2) 会活動の充実・活性化について</li> <li>(3) 組織の維持・拡大・強化について</li> <li>(4) 会費納入の促進及び未納対策について</li> <li>(5) 公営事業部会の組織化・結成について</li> <li>(6) 研修会等の事業活動の活性化について ほか</li> </ul>
4	(1) 青年部・女性部の結成・活性化について
5	(1) 税制・執行に対する提言活動について
6	<ul><li>(1) 税務当局との意思の疎通について</li><li>(2) 税を考える週間・確申期の対応について</li><li>(3) 関係民間団体との連絡強調について</li></ul>

# 7 間税会の設立・青年部女性部の結成・公営事業部会の結成

区分	設立年月日		結 成 名	F 月 日	
名 称	間 税 会	青 年 部	女 性 部	青年女性部	公営事業部会
福岡間税会	S 46. 5.16	Н 7.11.8	H12. 4.27		H16. 8.24
西福岡間税会	S 46. 5.16			Н 8.5.17	
博多間税会	S 46. 5.16	Н 5.5.20	H12. 5.23		H16. 7.26
香 椎 間 税 会	H 2.6.18			Н7.5.10	Н16. 5.17
筑 紫 間 税 会	S 46. 5.16	Н 9.5.20			
八幡間税会	S 44. 11. 17			Н 7.11.16	
若 松 間 税 会	S 47. 2.22			H14. 6.4	
直方間税会	Н3.5.8				
田川間税会	Н 5.3.26				
飯 塚 間 税 会	S 47. 5.23	Н 8.6.4			H16. 6.1
久 留 米 間 税 会	Н1.9.18	H12. 9.26			
甘木朝倉間税会	S 47. 3.16				H16. 6.4
大 川 間 税 会	Н 1.12.6	Н 6.11.15			H16. 6. 9
八女間税会	S 47. 3.16	Н 7.11.13			
大牟田間税会	Н 5.1.22	Н 9.4.18			
小 倉 間 税 会	S 45. 3.23	協力会当時から	協力会当時から		
門司間税会	S 46. 7. 5	同 上	同 上		
行 橋 間 税 会	Н3.7.1			Н 7.11.17	H16. 4.8
佐 賀 間 税 会	H 4.6.10			Н 5.11.12	H 16. 11. 15
鳥 栖 間 税 会	Н 5.5.25				
唐 津 間 税 会	Н 5.3.29	Н 6.6.24			
武雄間税会	H 5.4.12	Н 8.11.15			H15. 6.27
伊万里間税会	Н 5.5.19			H 12. 12. 22	
長 崎 間 税 会	S 47. 12. 13	Н 9.6.26			H16. 6.19
諫 早 間 税 会	H 4.5.18				
佐世保間税会	S 47. 10. 27				
島原間税会	Н 5.3.24				H17. 6.27
平戸間税会	Н 5.5.21	H12. 5.20	H14. 10. 8		
五島間税会	H 5.4.14				H16. 9.13
壱 岐 間 税 会	S 48. 1.12			H15. 6.24	
対 馬 間 税 会	S 48. 2.17				H16. 6.24
福岡国税局間税会連合会	Н 5.6.11	H11. 8.11			

# 8 青年部・女性部の運用等

#### ○ 青年部・女性部の必要性

青年部・女性部は、①青年・女性層会員の連携強化、②研修等の充実、③親会の事業活動の支援、④後継者の育成を図る等のために極めて重要な組織であります。

なお、規模の小さい単位会においては、組織の拡大が先決課題でありますが、青年部・ 女性部の設立は、組織の拡大・強化のためにも有効に作用しております。

#### ○ 青年部・女性部の適正規模等

講演会や研修会等を実施したり、財政基盤を高めるためには会員数は多い方がよい。一方、まとまり良く、機動的な活動をするためには会員数はあまり多くない方がよい。また、青年部・女性部が組織として活動するためには、少なくとも 20 名程度以上の会員は必要であると考えられる。

福局間連の青年部・女性部は、一般的には親会から援助を受け、研修会等の実施、親会の事業活動の支援等を事業としている現状にあること等を総合的に考慮すると、会員数が多ければ多いほどよいというものではなく、親会の規模にもよりますが、まとまりのよい組織規模  $(20\sim40$  名程度)・ $(40\sim60$  名程度)が望ましいのではないかと考えている。

# 9 公営事業部会・特別会計の事業 (例示)

※ 公営事業部会は、地方公営企業法第2条に規定されている各事業を行なう各主体又はその事業を行なう地方団体をもって構成し、次のような事業がある。

営林造成事業	净化槽整備事業	小型自動車競走事業
住宅管理事業	特定地域生活排水事業	交通事業
水道事業	農業集落排水事業	渡船事業
上水道事業	漁業集落排水事業	地方卸市場事業
下水道事業	市民病院	魚市場事業
公共下水道事業	町立病院・県立病院	観光施設事業
流域下水道事業	学校給食センター事業	都市整備公社
簡易水道事業	し尿処理施設事業	廃棄物海洋処理事業
給湯事業	駐車場事業	電気事業
工業用水道事業	競輪場事業	埠頭施設整備事業